

いといがわ

**糸魚川市で発生した火災による通行止めに伴う迂回のお願について
(北陸自動車道 能生IC～親不知ICを代替路(無料)措置)**

現在、糸魚川市で発生した火災により、国道8号寺町～横町において、通行止めを行っています。

なお、迂回路として利用していただけるように、通行止め解除までの間、北陸自動車道 親不知IC⇔能生IC内のIC相互間を通行した場合の通行料金を徴収しません。

注意1) 対象区間を超えてのご利用の場合は、対象区間の料金を含め、通常の料金となります。(例：上越IC→富山ICのご利用の場合は、同区間の通常の料金)

注意2) 代替路(無料)措置中も125CC以下の二輪車等のご利用はできません。

規制解除時刻(高速道路の代替路(無料)措置終了)は目途がついた時点でお知らせします。

北陸地方整備局ホームページ <http://www.hrr.mlit.go.jp/> での情報提供も行っております。

ご迷惑をおかけしますが、ご協力頂きますようよろしくお願い致します。

- 通行止め区間：国道8号
新潟県糸魚川市寺町～新潟県糸魚川市横町
- 迂回路(北陸自動車道において代替路(無料)措置となる通行)
入口：親不知IC→出口：糸魚川ICまたは能生IC
入口：糸魚川IC→出口：親不知ICまたは能生IC
入口：能生IC→出口：糸魚川ICまたは親不知IC
※これら以外の通行については通常通りの通行料金となります。
- 開始日時：平成28年12月22日(木)17時30分から
- 期間：国道8号の通行止め解除までの間

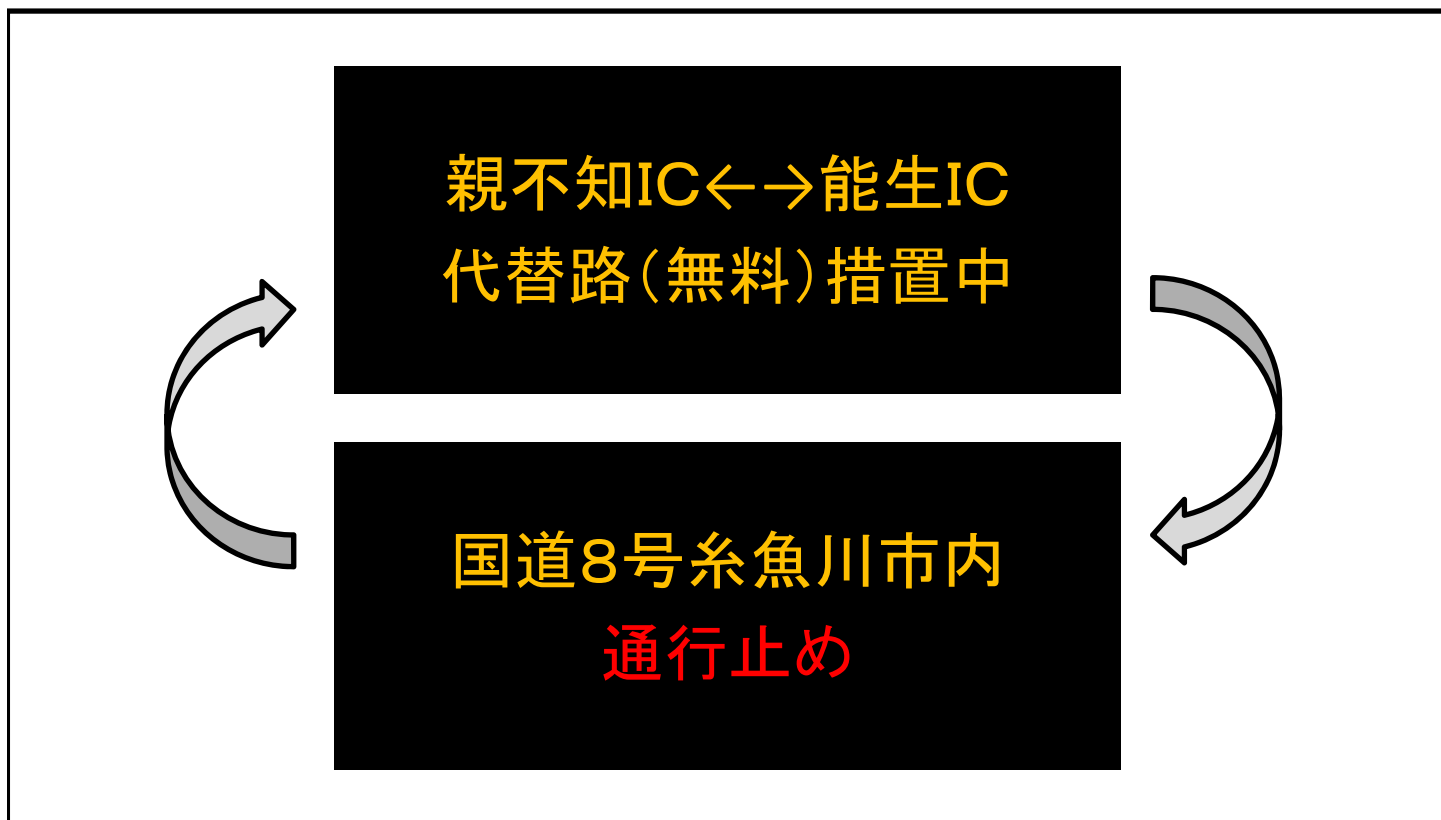
平成28年12月22日
国土交通省北陸地方整備局
東日本高速道路株式会社新潟支社

【同時記者発表】
新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
新潟県内専門紙

【問い合わせ先】
<国道の通行止めについて>
国土交通省 北陸地方整備局 道路管理課
課長 吉田 英治(内線 4411)
電話 025-280-8880
<高速道路の料金について>
東日本高速道路株式会社 お客さまセンター
電話 0570-024-024

道路情報板表示例

(代替路(無料)措置中)



(無料通行解除後)

